

○論説：フィンランドの社会内処遇 －社会奉仕命令、電子監視及び監督付自由を 中心として－

齋藤 実*

1. はじめに

社会内処遇とは、受刑者を刑務所などの一定の施設に収容せず、自由な社会生活の場である地域社会のなかで犯罪者に一般人と同様の生活を送らせながら、処遇を行う者が指導や援助を行い、その社会復帰、改善更生を目指す制度である¹。更生保護とも呼ばれることもある。現行法上、社会内処遇に関する制度は、①保護観察、②更正緊急保護、③執行猶予、④仮釈放であり、これらは狭義の社会内処遇とも呼ばれる²。もっとも、社会内処遇には、広義の意味もあり、その場合には、後に紹介するフィンランドの取組みのように、社会奉仕命令、電子監視さらには監督付自由等も含まれる³。

更生保護法（平成19年・法律88号）1条は社会内処遇の趣旨を規定する。同条は、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする」とした。

1 守山正・安部哲夫編『ピギナズ刑事政策』（成文堂、2008年）224頁。

2 大谷實『刑事政策講義（新版）』（弘文堂、2009年）267頁。

3 藤本哲也『刑事政策概論〔全訂第七版〕』（青林書院、2015年）288頁。同書288頁以下では、社会内処遇として、電子監視システム、在宅拘禁、被害者・加害者和解プログラム、被害弁償、社会奉仕命令が紹介されている。

* 獨協大学法学部特任教授・弁護士

日本において、社会内処遇は大きな変化を見せている。更正保護法は、2008年（平成20年）、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）と執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）を整理・統合したものである。また、刑法の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）が成立し、更正保護法が一部改正され、2016年（平成28年）、刑の一部執行猶予制度が導入された⁴。これらの変化を受けて、日本の社会内処遇が、今後、どのように変化するかは、注目されるところである。

翻って、本稿で紹介するフィンランドの社会内処遇は、保護観察所が、判決前に対象者について調査し、裁判所がその調査内容を踏まえて、ふさわしい処遇を判断する（判決前調査制度）。その上で、保護観察所が、刑の執行計画等を作成し、対象者に対する丁寧な指導や援助を行う。この指導や援助に際しては、社会福祉等の関係専門機関とも積極的に連携する。

フィンランドの社会内処遇は多岐にわたるため、本稿では、フィンランドの社会内処遇を概観した上で、特徴的な政策を3つ紹介したい。

まずは、社会内処遇の中でも最も用いられている、社会奉仕命令である。社会奉仕命令は、判決前調査制度を活用し、社会奉仕命令に適した対象者を選別する。その上で、保護観察所が対象者の特性や適性を見極め、適材適所の奉仕作業を選ぶとともに、保護観察官が対象者を丁寧に指導や援助を行うことで、遂行しているのが特徴である。日本は現在、保護観察の特別遵守事項（更生保護法51条2項6号）の1つとして「社会的活動」が規定されているが、その今後の在り方を考える上でも示唆に富む。

次に、電子監視は、2011年に導入された新しい制度である。処遇プログラム等とあわせ使われており処遇効果も期待される制度であるものの、統計上、必ずしも十分に活用されていない。その理由は幾つかあるものの、現在、電子監視を導入していない日本にとって、その原因を探ることは意味がある。

さらに、監督付自由は、過剰収容対策として2007年に導入された、仮釈放

4 法務省法務総合研究所編『令和元年版 犯罪白書－平成の刑事政策』（昭和情報プロセス、2019年）165頁。

前に受刑者を釈放する制度である。もともと、現在では、刑務所にいる段階で社会復帰を見据えて関係専門機関がチームとして改善及び更生のための計画を作成し、早期の社会復帰後も、同じチームが監督及び援助をするというメリットに着目が集まり、広く活用され始めている。刑務所にいる間に、社会福祉等の関係専門機関との連携を構築させ、釈放後もこの関係を維持させることが、この制度の特徴である。さらに、受刑者の子どもを刑務所内で居住させる家族ユニットにおいて、子どもが制限年齢に達した際に、受刑者を子どもと同一時期に釈放する手段としても活用されている。

2. フィンランドの社会内処遇について

(1) 社会内処遇の種類について

フィンランド刑法では、罰金、執行猶予、社会奉仕命令、電子監視、拘禁刑⁵（刑法6章1条1項）、少年刑罰（同条2項）、若年者への保護観察付執行猶予、監督付自由（同章8条）、保護観察付仮釈放（第2（c）章13条）が規定されている。これらの多くが社会内処遇に関するものであり、多様な社会内処遇を用意していることが分かる。

なお、これらの中で、保護観察付執行猶予は、若年対象者のみに用いられていたが、2020年1月より成人にも対象範囲を拡大した⁶。また、仮釈放される際に、必要的に保護観察に付されるわけではないことにも留意が必要である。日本でも、仮釈放期間に必要的に保護観察が必要であるかは、特に無期受刑者が仮釈放された場合を中心に議論されている⁷。

(2) 統計について

2018年の統計を見ると、若年者への保護観察付執行猶予700人、少年刑罰11人（2008年に導入されており概ね1桁台で推移している）、社会奉仕命令2009人、電子監視207人（2011年から導入されており概ね200人台で推移している）、拘

5 フィンランドでは、懲役刑と禁固刑との区別はなく、作業を義務付けられていない拘禁刑のみ規定されている。

6 <https://www.rikosseuraamus.fi/fi/index/ajankohtaista/tiedotteetjauutiset/Tiedotteetjauutiset2019/12/vuoden2020alustavoimaantulevialakimuutoksia.html>（2020年1月22日アクセス）

7 川出敏裕・金光旭『刑事政策』（成文堂、2012年）247頁。

禁刑2325人（この中には社会奉仕命令に変更になった者も含まれ、同年343人が社会奉仕命令に変更している）⁸であった。

フィンランドの犯罪者処遇で、社会内処遇は多くの対象者に適用されている。これらの社会内処遇の中でも、社会奉仕命令は最も多く活用されている。保護観察付執行猶予も、数自体は社会奉仕命令には及ばないものの、その適用範囲が若年者に限定されてたことを考えると、活用されていることが分かる。他方で、電子監視は、導入から10年近くなるものの、必ずしも多く適用されているとは言えない。

（3）矯正と保護との関係について

2010年より、フィンランドの刑事政策は、矯正（局）と保護（局）が一体となり進められている。具体的には、法務省傘下にある刑事制裁庁（矯正保護庁）が、矯正のみならず保護の分野もあわせて管轄する。このことは、犯罪者処遇の現場にも、大きな影響をもたらしている。具体的には刑務所と保護観察所が1つのユニットを形成する。このユニット間では、相互に緊密に情報共有をし、犯罪者の改善及び更生を進めている。

例えば、ヘルシンキから北に100キロほど行ったハメリナ（かつて南スオミ州の州都であり、現在、カンタ＝ハメ県の県庁所在地）を例にして説明する⁹。ハメリナでは、刑事施設としてバナヤ刑務所¹⁰及びオヒョイネン刑務所、保護観察所としてはハメリナ保護観察所及びラヒティ保護観察所支所を擁する。これらの刑事施設と保護観察所は、1つのユニットを形成する（ハメリナではハメユニットと呼ばれている）。ハメリナのユニット長は、これらの刑事施設及び保護観察所の施設長を兼任している。ユニット長が刑務所と保護観察所の施設長を兼任することで、例えば、受刑者に関する情報など、様々な情報が矯正と保護の間で円滑に共有される。

8 https://www.rikosseuraamus.fi/material/attachments/rise/julkaisut-tilastollinenvuosikirja/AWHmQGSQj/Rikosseuraamuslaitoksen_tilastollinen_vuosikirja_2018_WWW2.pdf（2019年11月4日アクセス）及び刑事制裁庁提供資料による。

9 ハメリナの状況については、2019年3月におこなった、ユニット長であるカイサ・タンミネン氏からの聞き取り調査による。なお、本視察調査に際しては、獨協大学個人研究費を用いた。

10 バナヤ刑務所については、齋藤実「福祉国家フィンランドにおける刑務所の中で子どもを育てる試み」法律時報89巻6号（2017年）70～73頁。

社会内処遇を見ると、社会内処遇を担当するのは保護観察所であり、ハメユニットにおいても、ハメリナ保護観察所が社会内処遇の中心的役割を担う。ハメリナ保護観察所には9名の職員（うち1名は秘書職）、ラハティ保護観察支所には7名の職員を配置されている。そのほかにも、ハメユニット管内を巡回して、対象者を監視監督する保護観察官（Tukipartioと呼ばれ「支援巡回官」の意味）¹¹も3名いる。常時、200名ほどの対象者がおり、聞き取り調査時には、社会奉仕命令対象者65名、保護観察付仮釈放者対象者85人、若年者への執行猶予付き保護観察対象者45人、電子監視対象者2名であった。

（４）フィンランドの社会内処遇の特徴

既に述べたように、フィンランドの社会内処遇は、保護観察所が判決前に対象者を調査することが1つの特徴である。この判決前調査の内容を裁判所が考慮し、いかなる処遇がふさわしいかを判断する。また、実際に社会内処遇の現場では、保護観察所が対象者を丁寧に指導や援助をするとともに、社会福祉等の関係専門機関とも連携して処遇を行う。

3. 社会奉仕命令(Yhdyskuntapalvelu)について

（１）はじめに

社会奉仕命令とは、刑罰の一種として、無報酬の奉仕作業を義務づける制度をいう^{12 13}。この社会奉仕命令は、拘禁刑等に代えて、教会や公園の清掃、老人ホームの手伝いなどの奉仕作業に従事させるものである。

社会奉仕命令の意義は、一定の犯罪や犯罪者に対する適切な制裁手段になりうること、犯罪者の改善及び更生と社会復帰を図るための有効な手段ともなりうること、短期自由刑の代替手段として活用することにより過剰拘禁緩和することが出来ること、などがあげられる¹⁴。

11 監視付き自由や電子監視、さらには外部通勤通学などで、事前の通告なしで居住地あるは勤務地等に訪問する。アルコール検査や薬物検査等を行うこともある。

12 前掲2) 大谷307頁。

13 前掲1) 守山・安部231頁では、「社会奉仕」との訳につき、奉仕は本人の積極的な意思によって従事するものであるから、刑罰の一環としてのコミュニティ・サービスのような強制を意味する語は適当ではないとする。

14 前掲7) 川出・金267・268頁。

日本では、更生保護法51条2項6号に特別遵守事項として「善良な社会の一員としての意識涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと」と規定され、保護観、保護観察の一内容としている。

この規定の趣旨は、「保護観察対象者を社会に貢献させる活動に従事させ、自らが社会に役立つ活動を行ったとの達成感を得させたり、地域住民等から感謝されることなどを通じ、自己有用感を得させるなどして改善更生の意欲を向上させ、また、他者一般を尊重し社会のルールを遵守すべきことを認識させることなどにより、その改善更生や再犯防止を図ること」にあるとされる¹⁵。

これに対して、フィンランドの社会奉仕命令は、拘禁刑の代替刑としての意義を有するとともに、社会的資源を用いて対象者を改善及び更生させる意義を有する。保護観察所は、多くのしかも多様な奉仕作業を用意している。その上で、これらの奉仕作業を有効に活用するために、保護観察官が対象者と時間をかけて面接をし、対象者の性格、能力や資質等を丁寧に見極めながら、適切な奉仕作業を選択している¹⁶。

（2）社会奉仕命令に付すか否かの判断について¹⁷

社会奉仕命令の判決を下すためには、①対象者の拘禁刑の刑期が8か月以下であること、②対象者の同意があること、③対象者が奉仕活動を従事する能力を有すると思料されること、が必要となる。社会奉仕活動を行う期間は、

15 法制審議会 被収容人員適正化方策に関する部会 第23回会議 議事録4頁。森本正彦「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導入に向けて」立法と調査No.318（2011年）65～67頁では、社会奉仕命令の位置づけにつき、①「独立の刑罰」とする考え方、②「短期自由刑の代替刑」とする考え方、③「罰金刑の代替執行手段」とする考え方、④「起訴猶予・執行猶予・宣告猶予の条件」とする考え方、⑤「保護観察の遵守事項とするなど、保護観察の一内容とする」考え方に分け、更生保護法は⑤として位置付けられるとする。

16 Tapio Lappi-Seppälä.(2004). Techniques in enhancing community-based alternatives to incarceration -a european perspective. *Resource Material Series*, No 61.73-75.なお、Tapio Lappi-Seppälä.(2008). Crime prevention and community sanctions in Scandinavia. *135th International Senior Seminar Visiting Experts' Papers*. 20-52.は、北欧の社会奉仕命令についての比較検討を行っている。

17 (2)、(3) 及び (4) については、<https://www.rikosseuraamus.fi/fi/index/seuraamukset/yhdyskuntaseuraamukset/yhdyskuntapalvelu.html>（2019年11月3日アクセス）を参照した。

対象者の刑期に従い14時間から240時間の範囲である。執行猶予となった場合にも、14時間から90時間の範囲で社会奉仕命令を付することが出来る。なお、これらの時間以外は、就労や就学をすることも可能である。

裁判所は、社会奉仕命令に付すか否かの判断を、矯正保護庁（具体的には保護観察所）からの判決前調査の結果に基づいて行う。まず、検察庁から保護観察所が判決前調査の依頼を受け、その調査を開始する。保護観察所は、対象者と丁寧面接をし、その者の性格、能力や資質等を見極める。さらに、社会福祉機関等の関係専門機関から対象者に関する資料を収集し、保護観察所の所見を含めた資料を提出する。しばしば問題となるのが、アルコール中毒や薬物中毒である。また、対象者に、身体的（精神的）疾病も検査対象となる。もっとも、対象者にこれらの問題がある場合であっても、社会福祉などの関係専門機関の支援等を併せ用いることで、社会奉仕命令に付すことが可能であることも少なくない。その場合には、保護観察所は他の関係専門機関との連携が可能であることを裁判所に報告する。裁判所は、これらの調査結果を参考にして、判決を下すことになる。

（3）社会奉仕命令の具体的内容について

社会奉仕活動の多くは、国、自治体、企業さらにはNGO等から提供されたものである。もっとも、これらの社会奉仕活動は、特殊な能力は要求されない。先述した、教会や公園の清掃、老人ホームの手伝いなどは典型的なものである。また、近年では、保護犬や保護猫への関心の高さもあり、これらのシェルターでの保護犬等の世話などもある。さらに、フィンランドでは、世界遺産などの文化遺産に関わる社会奉仕活動を積極的に取り入れている。例えば、先述したハメリナには、フィンランドの3大古城の1つであるハメ城（1260年建築）がある。ハメ城の修復作業も、社会奉仕命令の1つである。対象者に文化遺産の修繕等に携わらせることで自尊心を高め、改善及び更生の可能性を高めている。

（4）社会奉仕活動の懈怠等について

社会奉仕命令が開始後も、保護観察所は、対象者が社会奉仕命令を遂行するための出来るため、例えばモチベーションをあげるなど様々な支援を行っ

ている。

他方で、社会奉仕活動を懈怠するなど遵守事項を守っていない場合、薬物やアルコール等を使用した場合には、警告を口頭あるいは文書で出し、その違反行為が重大である場合には、保護観察所から検察官に報告がされ、裁判所から残刑につき刑務所での処遇に戻される場合もある。

4. 電子監視 (Yhdistelmarangistus) について

(1) はじめに

電子監視とは、保護観察、在宅監禁、性犯罪者管理などの際に、犯罪者の現在の位置・場所を確認するため、犯罪者の身体に送信機を装着して監視する方法である¹⁸。電子監視の意義として、①過剰拘禁の緩和と処遇の多様化、②犯罪者の社会的責任の喚起、③財政の効率化、さらには④社会内処遇における犯罪者のコントロール強化を通じての保安の確保、があるとされる¹⁹。

フィンランドの電子監視は、2011年11月1日に導入された。保護観察、在宅監禁、性犯罪者管理を目的としたものではなく、独立した社会内処遇の一つとして規定されている。保護観察所が電子監視を通じ対象者を監視するとともに援助を行い、対象者にはプログラム等の受講が義務付けられ、それにより対象者の改善及び更生を図る。監視の程度から、社会奉仕命令と拘禁刑との中間的な存在として位置付けられている。電子監視の対象者の罪名は、飲酒運転、財産犯あるいは軽度の傷害などが多い。

(2) 電子監視に付すかの判断について²⁰

電子監視は、①対象者の拘禁刑の刑期が6か月以下であること、②拘禁刑に科されたことがないこと、③対象者の居住場所が電子監視を行うのに適しており同居人が同意していること、が要件となる。

もっとも、同居人への暴力の可能性などがある場合には、電子監視を用いることは出来ない。また、居住場所で犯罪を行う可能性がある場合、あるい

18 前掲1) 守山・安部232頁。

19 瀬川晃「犯罪者の電子監視の現状と展望」犯罪と非行81号（1989年）2頁。

20 (2)、(3) 及び (4) については、<https://www.rikosseuraamus.fi/fi/index/seuraamukset/yhdistelmarangistus.html>（2019年11月3日アクセス）を参照した。

は薬物使用のなどの可能性がある場合なども、電子監視を用いることは出来ない。

電子監視に付すか否かの裁判所の判断は、保護観察所の判決前調査に基づいていることは、社会奉仕命令と同様である。すなわち、電子監視に付すか否かは、検察官からの依頼を受け、保護観察所が判決前調査の調査を行い、その調査結果を裁判所に提出し、裁判所はその調査結果に基づき判断をする。この際にも、保護観察所は、対象者と丁寧に面接をし、その者の性格、能力や資質等を見極める。また、可能な限り他の他の関係専門機関との協調を図りつつ、調査結果を裁判所に提出をする。

(3) 具体的内容について

電子監視に処せられた対象者は、足輪タイプの電子監視装置を装着される。家にモニター装置も付け、無線周波を使い、コントロールセンターと保護観察官と連携する。

対象者は、保護観察所の監督下に置かれるとともに、保護観察所により刑の執行計画を立てられる。対象者は、週に10時間から40時間の間で、プログラム等への参加が義務付けられる。プログラム等には、就業、就学さらには改善プログラムなど、対象者の改善及び更生を促すための様々な活動が含まれる。フィンランドの電子監視は、対象者を電子監視装置により監督しながらプログラム等への参加をさせており、施設収容を回避しつつ対象者の改善及び更生を図っている点で意味が大きい。

対象者は、これらのプログラム等への参加する場合を除いて、居住先から離れる理由（例えば、買い物、ランニングなど）がない限り、その居住先に所在することが義務付けられている。対象者は、薬物はもちろんアルコールの摂取もできず、保護観察官（支援巡回官）による抜き打ちの呼気、血液、尿検査等が行われる。遵守事項違反等があった場合には、刑事施設に収容される可能性がある。

(4) 課題について

先述のように、電子監視は、必ずしも多く用いられていない。社会内処遇では、社会奉仕命令が多く使われることから、社会奉仕命令との住み分けが

必ずしも明確ではないことがその理由の1つであろう。また、電子監視も社会奉仕命令も、拘禁刑を代替する刑罰であり、その刑期も6か月以下の拘禁刑の代替であり、社会奉仕命令が8か月以下の代替であることと重なり合い、両者の区別を曖昧にしている可能性がある。

もっとも、電子監視には、出来る限り施設収容は回避しつつも、社会奉仕命令対象者に比べ必ずしも本人の自立性に委ねることが出来ない場合に利用できる。また、拘禁刑と比べても、その場合費用も施設収容が概ね一日当たり180ユーロから200ユーロであるのに対して、電子監視は60ユーロであり経済的な効果が期待できる。これらのメリットを考えながら、今後の電子監視の活用が考えられる必要があるものと思われる。

5. 監督付自由 (Valvottu Koevapaus) ²¹について

(1) はじめに

監督付自由とは、受刑者が、生活プログラムの設計等の一定の条件を満たす場合に、刑務所の監督下で受刑者を仮釈放時期よりも早く釈放させ、保護観察官やソーシャルワーカーとの連携を図りながら、予め定められた生活プログラムを履行することで、社会内処遇を行う制度である。

この制度は、2007年、過剰収容状況を回避する対策として施行された。もっとも、過剰収容が解消された現在では、むしろ受刑者の自立的な社会復帰を促進し改善更生を図る制度として注目されている。後述のように、家族ユニットにおいても活用されている。

なお、監督付自由は、仮釈放前に釈放することから、その立場はあくまでも受刑者として扱われる。そのため、監督付自由の監視及び援助は、刑務所の役割となる。この点は、前述の、社会奉仕命令や電子監視では、保護観察所が監視監督を行う点に留意する必要がある。

(2) 本制度の内容及び要件について

監督付自由は、対象者に、仮釈放期間経過以前に残刑が1年以上であれば釈

21 <https://www.rikosseuraamus.fi/fi/index/ajankohtaista/tiedotteetjauutiset/2013/12/lakivalvotustakoevapaudesta6292013astuuvoimaan1.1.2014.html> (2019年11月3日アクセス)

放される可能性がある。もっとも、監督付自由となるためには、受刑者自らが釈放後の生活プログラムを作成する必要がある²²。

本制度が適用されるための要件として、受刑者の刑務所内での行状が良好であることが前提となる。さらに、受刑者が社会復帰後の生活プログラムを作成し、受刑者の改善更生の見地から適切な内容であることが必要である。その際、以下の①から⑫の内容が規定され、これらが刑務所により許可された場合に初めて、本制度が適用される。①本制度の開始日時及び終了日時、②毎日の生活の内容（就労内容、就学内容、酒害・薬害教育プログラム受講等）、③毎日の生活の時間（就業・就学時間等）、④毎日の生活の制限（就業先・就学先滞在時間、自宅滞在時間）、⑤身元引受人、⑥刑務所の受刑者との連絡方法、⑦受刑者の生活条件及び収入、⑧余暇生活の制限、⑨受刑者の監視方法、⑩当該受刑者に本制度を適用するに際しての責任者、⑪衣食住等にかかる費用の歳入、⑫緊急事態の対処法である。

生活プログラムの作成に当たっては、刑務官、保護観察官、雇用主、ソーシャルワーカーさらには飲酒・薬物教育担当者が支援している。本制度は受刑者を中心としつつ、他の関係専門機関が1つのチームを作り、受刑者の改善及び更生のため生活プログラムを作成していくことに特徴がある。受刑者が釈放された後も、同じチームが、受刑者を監督及び支援する。同じチームが、単に釈放前のみならず、刑務所からの釈放後にも受刑者を監督及び支援することで、受刑者の社会復帰を促すことが期待される。

もっとも、このような生活プログラムの作成は、社会に多くの接点を持たない受刑者にとっては必ずしも容易ではない。そのため、監督付自由は開始当初は、利用者が少なかった。もっとも、その後、徐々に本制度の意義が認められ、現在では概ね10%程度の受刑者が、監督付自由を利用している²³。さらに、監督付自由は、以下に述べるように、家族ユニットなどの他の制度と相まって活用されている。

22 齋藤実「フィンランドにおける過剰収容下の就労支援」犯罪と非行155号（2008年）125～142頁。

23 齋藤実「建国100年を迎えたフィンランドの刑事政策～「刑務所コンセプト」を中心として～」刑政129巻1号（2018年）60～69頁。

（3）監督付自由の活用について—家族ユニットについて

監督付自由で、近年、家族ユニットとの関係が注目されている²⁴。

家族ユニットは、「2歳未満の子どもは、家族ユニット区画で、オープンケアの支援として、既決又は未決の親とともに居住することが出来る。」（児童福祉法37条3項第1文）、「3歳未満の子どもの居住は、子どもの最善の利益になることが確実であるときには、家族ユニットで継続することが出来る。」（同第2文）を根拠とする。

通常、受刑者の釈放時期と、子どもが2歳ないし3歳になる時期とは合致しない。もっとも、子どものみを退所させ、受刑者には刑務所内での処遇を継続することは、子どもの利益の観点から必ずしも妥当ではない。そのため、家族ユニットに居住する受刑者は、監督付自由を活用することで、仮釈放時期よりも早く釈放される。これにより、親である受刑者の釈放時期とその子どもの居住期間満了時期との齟齬を解消している。

もっとも、監督付自由は、単なる時期の調整以上に、受刑者の社会復帰後の環境調整を果たすものとして役立っている。すなわち、監督付自由を用いる場合、刑務所にいる段階から、受刑者の社会復帰に向けての入念な環境調整等がなされる。例えば、帰宅先、収入源の確保、毎日の生活のスケジュールなどを、釈放前に調整する。そのため、受刑者は出所後も、ソーシャルワーカー等を中心とした関係者の支援の下、受刑者は安定した環境の中で、社会に復帰することが可能となる。特に女子受刑者の場合には、社会復帰後の環境が複雑な場合が少なくない。そのため、刑務所にいる段階で、受刑者と社会との橋渡しをし、社会福祉と連携を図る意味は大きい。

6. おわりに

フィンランドは多様な社会内処遇の方法を用意し、犯罪者の改善及び更生を図る。のみならず、受刑者に適切な社内内処遇を選択するために、保護観察所が行う判決前調査制度により、犯罪者の対象者の性格、能力や資質等も

24 齋藤実「福祉国家フィンランドにおける刑務所の中で子どもを育てる試み」法律時報89巻6号（2017年）70～73頁。

論説：フィンランドの社会内処遇－社会奉仕命令、電子監視及び監督付自由を中心として－

加味しながら、適切な処遇を決する。また、その処遇を決した上で、例えば、社会奉仕命令でいかなる奉仕作業を行うかなど、適材適所の処遇を最大限配慮されている。さらには、福祉機関などの他の関係専門機関との連携を図っていることも特徴である。

他方で翻って日本では、刑の一部執行猶予制度が導入され、医療機関等との連携が進められるなど、他の関係機関との連携が図られ始めている。特に、社会内処遇では、他の関係専門機関との連携が不可欠であることから、一層このような取組みが進むことが必要であろう。それに際しては、フィンランドの試みが大きく参考になる。

